

## 警察医の嘱託等に関する訓令の運用について

(昭和49年3月31日)

(栃捜一第1944号、栃会第227号)

警察医制度の適正な運営を図るため、このたび、警察医の嘱託等に関する訓令を制定したが、本訓令の趣旨及び解釈運用については、次のとおりであるから適正な運用に努められたい。

なお、昭和46年8月23日付け栃捜一第5421号「警察嘱託医の選定について」通達は、廃止する。

### 記

#### 第1 制定の趣旨

警察医の嘱託については、昭和46年8月23日付け「警察嘱託医の選定について」通達により、運営されているところであるが、これまで報償等については、明確な基準等が定められていなかった。

このたび、昭和49年度予算において、嘱託謝金、健康診断謝金及び診療費の区分により支給できることになったので、この機会に警察医の嘱託、業務、報償等について明確にし、制度の充実と効率的な運用を図ることとした。

#### 第2 解釈、運用

##### 1 第2条（警察医の業務）関係

警察医の行う業務のうち

(1) 「被留置者等」の中には、任意取調べの被疑者、参考人を含む。

##### 2 第3条（警察医の嘱託）関係

(1) 警察医の嘱託は、警察署長の推薦に基づき警察本部長が行うことになるが、推薦にあたっては、おおむね次の点を基準とする。

イ 管内において病（医）院を開業し、又は管内の病（医）院に勤務する医師であること。

ロ 地域住民の信望が厚いこと。

ハ 警察業務を理解し、協力的であること。

ニ 政治的に中立であること。

ホ その他警察医として適性を有すること。

##### 3 第4条（嘱託期間）関係

嘱託期間を3年と定めたのは、一定の嘱託期間を置くことにより、期間満了の時点で当該警察医の業績適格性等を検討し、再嘱託の要否等を検討する機会を設けたものである。

なお、再嘱託にあつての手続きは、第3条第2項（新規嘱託）の定める手続きとする。

##### 4 第6条（警察医の定数）関係

警察医の定数については、業務の実績その他の事情により増減することとした。

##### 5 第7条（費用弁償等）関係

(1) 警察医に対する謝金及び費用弁償等については、次に述べるとおり3つに区分し支給することとした。

ア 嘱託謝金

(ア) 嘱託謝金については、宇都宮中央、宇都宮東、宇都宮南、小山、足利、栃木、那須塩原、佐野、鹿沼、真岡、下野、大田原、今市及びさくらの各警察署の嘱託医と、その他の警察署の嘱託医とに区分し、それぞれ所定の月額謝金を支給することとした。

(イ) 嘱託謝金は、毎月15日まで（支払日は休日の場合は前日）に支払うものとする。

イ 健康診断謝金

健康診断謝金のうち、被疑者を新たに収容するに際して行う健康診断の費用については、その結果留置しない場合も含まれる。

なお、同一被留置者に対する再診断は、診療行為であるから、次に述べる診療費の範囲に属するものである。

ウ 診療費

(ア) 診療費は、警察医が被留置者等に対し、診察（同一人に対する再度の診断を含む。）治療行為を行ったとき、その実費である往診療、初診料、再診料、薬代、検査料等実際の診療に要した費用を補填するものである。

(イ) 診察、治療費等の算定にあたっては、健康保険法（大正11年法律第70号）の規程によるいわゆる「診療報酬点数表」（別添「参考資料」参照）を基準として算出することとした。

(ウ) 警察署長は、警察医から毎月末「診察報酬請求明細書」（別記様式第3号）により診察報酬支払いの請求を受けるものとする。

(2) 警察署留置担当課長は、「警察医健康診断謝金内訳書」（別記様式2号）及び診療費に係る請求書（診断報酬請求明細書）を毎月10日までに警察署会計課長へ引き継ぐものとする。

(3) 警察署長は、警察医以外の医師に診察、治療等を行わせる場合、当該医師と委託契約を締結しなければならない。